

ふるさと納税の寄付金を活用する NPO法人を募集します (特定非営利活動促進事業)

地域の課題解決や魅力向上の推進を図ることを目的とし、NPO法人の活動資金をふるさと納税により調達します。

対象団体

- ・主たる事務所が尼崎市内のNPO法人

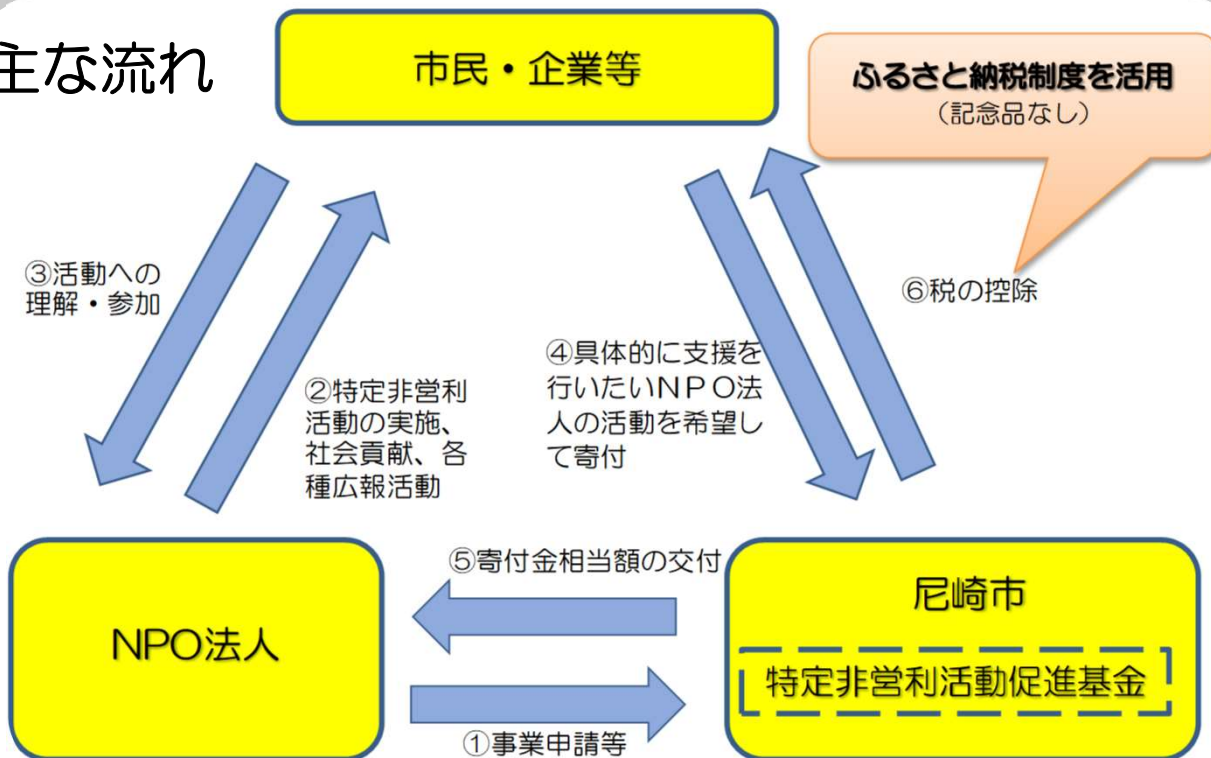
対象事業

団体内だけでなく地域と関わりをもち、地域への波及効果を生み出すような事業を特に募集しています

- ・主たる効果が尼崎市内で生じる公益的な事業、または、主に尼崎市民を対象とした公益的な事業
- ・令和3年度内に実施する事業

※その他要件有。
詳細は裏面記載の市HPをご確認下さい。

主な流れ



※交付額は寄付金額により変動します。定額の交付が保証されるものではありません。

(お問い合わせ先)

尼崎市 総合政策局 協働部 協働推進課 〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 (本庁北館4階)

TEL (06) 6489-6153 FAX (06) 6489-6173 E-mail ama-kyoudou@city.amagasaki.hyogo.jp

【事業概要】

尼崎市では、市民や企業等が、NPO法人が行う事業に共感し、応援を行いたいと思われて寄せられた寄付金の範囲内の額を、NPO法人に交付することにより、NPO法人の活動を促進し、地域の課題解決や魅力向上を図ることを目的とした特定非営利活動促進事業を実施しています。

【寄付者のメリット】

この制度により、寄付者は共感する事業を個別に指定して応援することができるほか、寄付金については「ふるさと納税」扱いとなることから、NPO法人へ直接寄付をする場合と異なり、税制上の優遇措置を受けることができます。

※ふるさと納税とは、寄付者が個人の方で、寄付額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。）

寄付額 10,000円	
自己負担額 2,000円	所得税・住民税 控除額 8,000円

【NPO法人のメリット】

①積極的な広報等情報発信を行うことにより、



②多くの人から共感が集まり、



③寄付金額目標達成
新たな支援者との
繋がりが生まれます



～事業の詳細について～

詳しくは下記の市HPに掲載しております。または協働推進課までお問い合わせください。

- ・事業の申請について
市HP「NPO活動促進事業の申請について」（ページ番号1020147）

※下記資料についても上記ページにあるためご確認ください。

- 資料：NPO活動促進事業のご案内
- 資料：NPO活動促進事業に関するQ & A
- 資料：NPO活動促進事業申請書記入例



- ・特定非営利活動促進事業の制度概要について
市HP「特定非営利活動促進事業（通称：NPO活動促進事業）」
（ページ番号1020144）



- ・（参考）令和2年度採択事業について
市HP「寄付の活用先（対象事業）一覧」（ページ番号1024300）



- ・（参考）令和2年度寄付実績について
市HP「寄付実績について」（ページ番号1020154）

